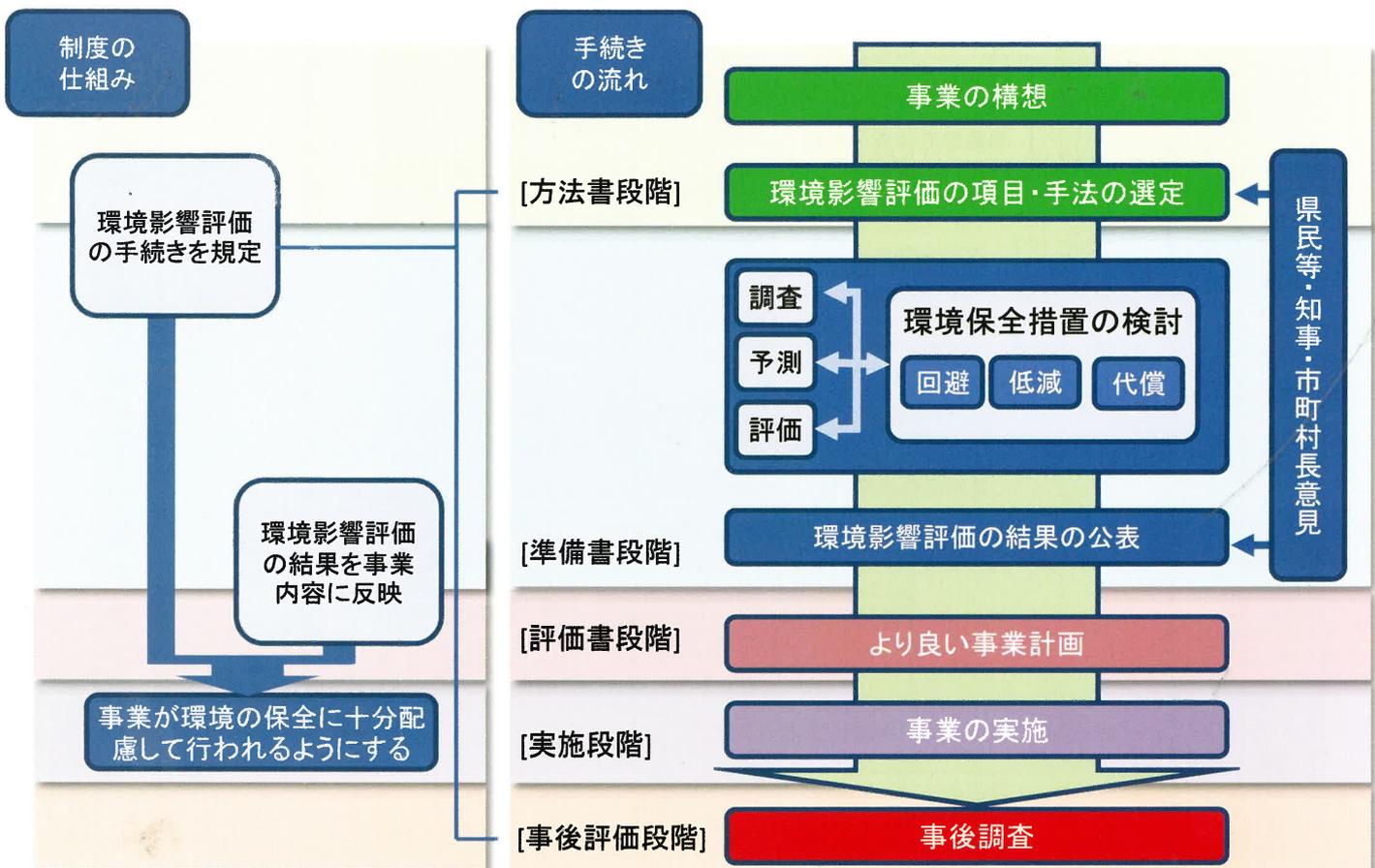


栃木県の環境影響評価制度のあらまし

環境影響評価(環境アセスメント)とは

環境影響評価は、一定規模以上の事業を実施しようとする者が、事業が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測、評価を行うとともに、環境の保全に必要な措置を自ら検討することにより、適正な環境への配慮がなされるための手続きです。

事業計画や環境影響評価の結果等は広く公開され、県民はもとより、知事や市町村長は、環境の保全の見地から意見を述べるすることができます。

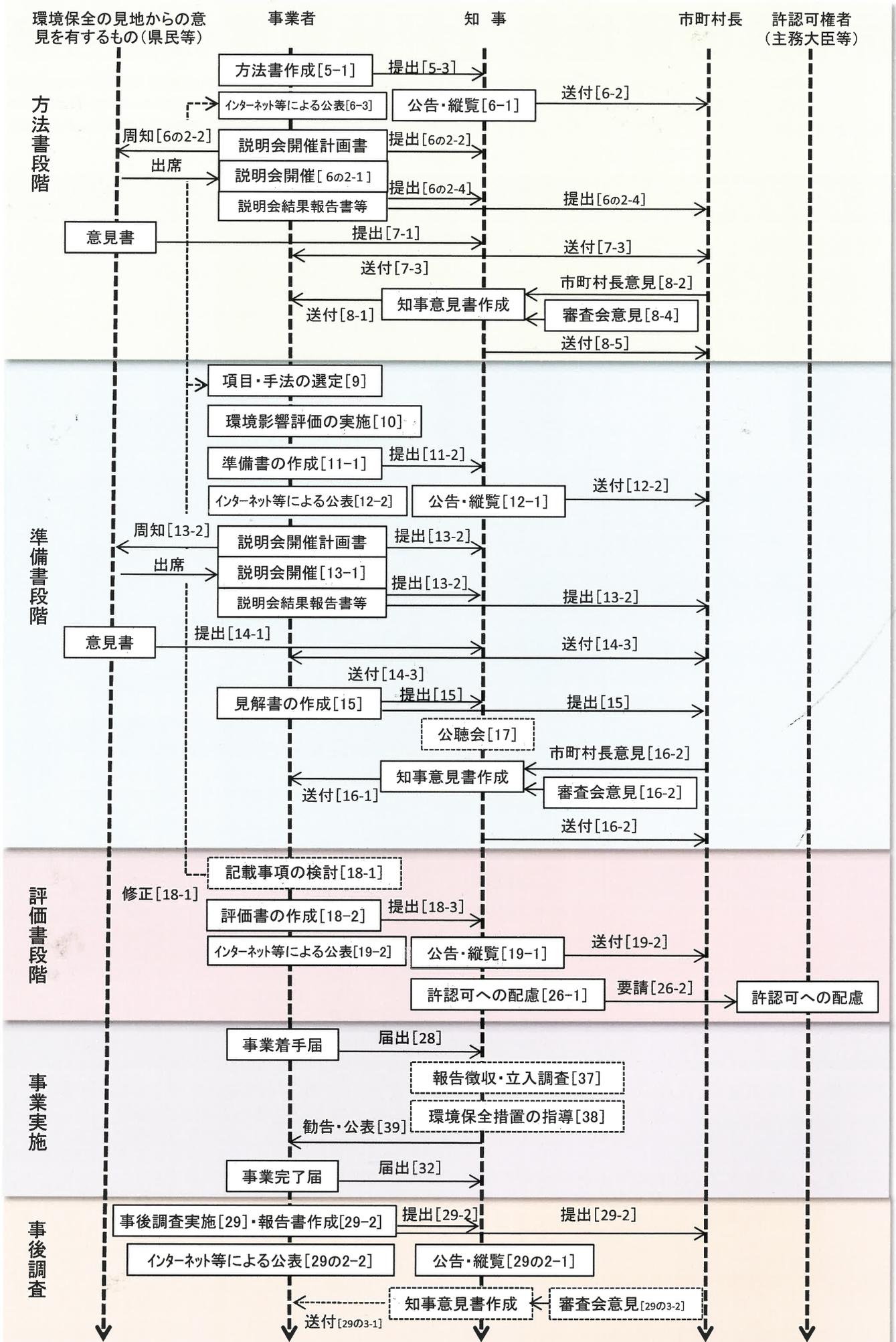


環境影響評価図書の内容

方法書	事業者が、これから行う環境影響の評価の方法を伝え、県民等の意見を聴くための図書です。 【内容例】 <ul style="list-style-type: none">・事業の目的、内容、区域や周囲の概況などの事業の基礎的な情報・対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
準備書	事業者が、環境影響の評価結果を伝え、県民等の意見を聴くための図書です。 【内容例】 <ul style="list-style-type: none">・方法書の内容、方法書について寄せられた意見の概要と事業者の見解・環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法・環境影響評価の結果(環境の保全のための措置及び検討の経緯など)
評価書	準備書に対する意見を踏まえて、必要に応じてその内容を修正した図書です。

栃木県環境影響評価条例の手の続の流れ

[]は条例の關係条項を示します。



対象事業一覧

事業の種類	法アセス ¹⁾		条例アセス ¹⁾			要綱アセス ¹⁾
	第1種事業	第2種事業	対象地域			
	(必ず環境アセスを実施)	(アセスの要否を国が判断)	普通地域 ⁴⁾	配慮地域 ²⁾	特別配慮地域 ²⁾	
道路の新設又は改築						幅員4.5m又は延長1km以上
高速道路(首都高速道路)	すべて(4車線以上)	-				
一般国道	4車線以上 10km以上	4車線以上 長さ7.5~10km				
一般国道、県道及び市町村道			4車線以上かつ 長さ10km以上	4車線以上かつ 長さ7.5km以上	4車線以上かつ 長さ5km以上	
林道	幅員6.5m以上かつ 長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ 長さ15~20km	幅員6.5m以上かつ 長さ10km以上	幅員6.5m以上かつ 長さ7.5km以上	幅員6.5m以上かつ 長さ5km以上	
ダムの新築	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75~100ha 土地改変面積75~100ha	湛水面積50ha以上	湛水面積37.5ha以上	湛水面積25ha以上	5ha以上
鉄道						
新幹線	すべて	-				
鉄道・軌道	長さ10km以上	長さ7.5km~10km				
飛行場の設置又は変更	滑走路長2.5km以上	滑走路長1.875km~2.5km	すべての飛行場(変更にあつては、着陸帯の等級の変更を伴うものに限る)			
発電所						
水力発電所	出力3万kw以上	出力2.25万~3万kw				
火力発電所	出力15万kw以上	出力11.25万~15万kw				
地熱発電所	出力1万kw以上	出力0.75万~1万kw				
原子力発電所	すべて	-				
太陽電池発電所	出力4万kw以上	出力3万~4万kw	敷地面積50ha以上又は 森林伐採面積20ha以上	敷地面積15ha以上	敷地面積10ha以上	
風力発電所	出力5万kw以上	出力3.75万~5万kw				
工場・事業場の設置又は変更 (製造業、ガス供給業又は熱供給業に限る。)			敷地面積50ha以上	敷地面積15ha以上	敷地面積10ha以上	
			排水量が1万m ³ /日以上又は燃料の燃焼能力が重油換算で10kl/時以上			
廃棄物処理施設の設置又は変更						
焼却施設			処理能力が12t/時以上			
廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上	埋立面積25~30ha	埋立面積10ha以上	埋立面積7.5ha以上	埋立面積5ha以上	
埋め立て、干拓	埋立面積50ha超	埋立面積40~50ha				
土地区画整理事業 ⁵⁾	区域面積100ha以上	区域面積75~100ha	施行面積50ha以上	施行面積15ha~37.5ha以上	施行面積10ha~25ha以上	
新住宅市街地開発事業	区域面積100ha以上	区域面積75~100ha	施行面積50ha以上	施行面積37.5ha以上	施行面積25ha以上	
住宅団地(宅地)の造成	造成面積100ha以上	造成面積75~100ha	造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上	
工業団地の造成	区域面積100ha以上	区域面積75~100ha	造成面積50ha以上	造成面積15ha以上	造成面積10ha以上	
新都市基盤整備事業	区域面積100ha以上	区域面積75~100ha	施行面積50ha以上	施行面積37.5ha以上	施行面積25ha以上	
流通業務団地の造成	区域面積100ha以上	区域面積75~100ha	造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上	
試験研究団地の造成			造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上	
スポーツ・レクリエーション施設の造成			造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上	
農用地の造成			造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上	
土石の採取			採取面積50ha以上	採取面積37.5ha以上	採取面積25ha以上	
鉱物の掘採			採取面積50ha以上	採取面積37.5ha以上	採取面積25ha以上	
複合開発事業 ⁵⁾			施行面積50ha以上	施行面積15ha~37.5ha以上	施行面積10ha~25ha以上	
自動車テストコース用地の造成			造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上	
その他						

- 1) 法アセスは環境影響評価法に基づくアセスメント、条例アセスは栃木県環境影響評価条例に基づくアセスメント、要綱アセスは自然環境保全協定実施要綱(自然環境の保全及び緑化に関する条例に基づく自然環境保全協定を締結するにあたり、必要な事項を定めたもの)に基づくアセスメントです。
- 2) 「特別配慮地域」は、特に環境配慮を要する地域で、国立公園の特別地域、県立自然公園の特別地域、自然環境保全地域の特別地区、県自然環境保全地域の特別地区、鳥獣保護区の特別保護地区、生息地等保護区(管理地区、特別緑地保全地区及び風致地区)です。
- 3) 「配慮地域」は、環境配慮を要する地域で、国立公園の区域、県立自然公園の区域、自然環境保全地域、県自然環境保全地域、鳥獣保護区及び生息地等保護区のうち特別配慮地域以外の地域、県緑地環境保全地域、並びに狩猟鳥獣(ニホンジカ、イノシシを除く)の捕獲等を禁止又は制限した区域です。
- 4) 「普通地域」は、特別配慮地域及び配慮地域以外の地域です。
- 5) 規模要件は、工業系の土地利用と工業系以外の土地利用の割合によります。

上記は要約ですので、事業に適用する場合は、各法令等の所管課にお問い合わせください。

調査・予測・評価の概要

調査	予測・評価をするために環境情報を収集します(文献、聞き取り、現地調査等)。
予測	事業を実施した結果、環境がどのように変化するかを予測します。 【予測例】 <ul style="list-style-type: none"> ・選定項目ごとに理論計算に基づく計算等によって、影響を数値化して把握 ・数値化できない影響は、類似事例又は経験則等を参考におおよその傾向等を把握 ・景観などでは予想図と現況を重ねあわせる等して視覚的に把握
評価	事業を実施した場合の環境への影響を検討します。 【評価例】 <ul style="list-style-type: none"> ・実行可能な最大限の対策がなされているか ・環境保全に関する基準、目標を達成しているか

環境影響の評価項目

環境の構成要素の良好な状態の保持	大気質、水質(底質を含む)、土壌、騒音、振動、地盤、悪臭、水象(河川、湖沼、地下水の流況)、地形・地質、反射光
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物、動物、生態系
地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保	景観、人と自然との触れ合い活動の場(レクリエーション資源、触れ合い活動の場等)
環境への負荷の低減	廃棄物等、温室効果ガス等
その他	その他の項目(日照障害等)

環境影響の評価(回避・低減・代償)

	回避	事業の中止や実施区域の変更など、行為(環境影響要因となる事業行為)の全体または一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと。
	低減	工事工程の変更や、施設構造の変更、緑化、防音壁の設置など、行為の規模や程度を制限して影響を最小化したり、生じる影響を何らかの手段で修復・軽減すること。
	代償	植物の移植など、損なわれる環境に見合う価値を代替する場や機能を新たに創出して、全体としての影響を緩和させること。

栃木県環境影響評価条例のあゆみ	環境影響評価法のあゆみ
平成11(1999)年6月 環境影響評価条例施行	平成11(1999)年6月 環境影響評価法施行
平成26(2014)年4月 環境影響評価条例の一部改正の施行 <small>〔方法書の説明会開催、図書のインターネット等での公表、事後調査報告書等〕</small>	平成25(2013)年4月 環境影響評価法の一部改正の施行 <small>〔計画段階配慮手続きの創設、図書のインターネット等での公表等〕</small>
平成29(2017)年4月 環境影響評価条例施行規則の一部改正の施行(対象要件の見直し)	令和2(2020)年4月 環境影響評価法施行令の一部改正の施行(太陽電池発電所の追加)
令和2(2020)年12月 環境影響評価条例の一部改正の施行(太陽電池発電所の追加)	令和3(2021)年10月 環境影響評価法施行令の一部改正の施行(風力発電所の規模要件の変更)

県民の皆様ができること

- ・方法書や準備書などは、インターネット等で公告の日から1か月間縦覧され、その間はだれでも見ることができます。
- ・環境の保全の見地から意見を有する人は、公告の日から縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、知事に対し、意見書を提出することで、意見を述べることができます。

詳しいお問い合わせ先

栃木県環境森林部環境森林政策課

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 電話番号 028-623-3294 FAX番号 028-623-3259